

た（改正法令附則3⑥）。

これにより、250%定率法により償却を行う旧追加償却資産と200%定率法により償却を行う追加償却資産については、異なる種類及び耐用年数の資産とみなされますので、これらの資産の帳簿価額を合算して一の減価償却資産を新たに取得したものとすることはできないこととなります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A」を御参照ください。

〔適用時期〕

- 1 〔改正の内容〕の(1)は、平成24年4月1日以後に終了する事業年度の償却限度額の計算について適用されます（改正法令附則3①）。
- 2 〔改正の内容〕の(2)は、平成24年4月1日以後に減価償却資産についてする資本的支出について適用されます（改正法令附則3④）。

Ⅲ 欠損金の繰越控除制度等の見直し

〔制度の概要〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（既に当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除きます。）がある場合には、その欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法57①）。ただし、欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（旧法57⑨）。

2 災害による損失金の繰越控除制度

この制度は、法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（1の適用があるもの又は法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用があるものを除きます。）のうち、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について震災、風水害、火災等の災害により生じた損失に係るもので一定の欠損金額があるときは、その一定の欠損金額に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額を限度として、損金の額に算入するというものです（旧法58①）。ただし、その一定の欠損金額の生じた事業年度についてその損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です（旧法58④）。

3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度

この制度は、更生手続開始の決定などの事実が生じた場合において、その事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるなど一定の場合に該当するときは、その該当することとなった日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額から上記1及び2の制度の適用がある欠損金額又は上記1及び2の制度により損金の額に算入される欠損金額を控除した金額に相当する金額のうち、その債務免除益等の合計額を基礎として計算した損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入するというものです（法59①～③、旧法令116の3、117の2、法令118）。

4 欠損金額に係る更正の期間制限

法人税に係る欠損金額で当該事業年度において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又は当該金額があるものとする更正は、その更正に係る法人税の法定申告期限から7年を経過する日までであることができるとされています（旧通則法70②）。

5 欠損金額に係る更正の請求期間

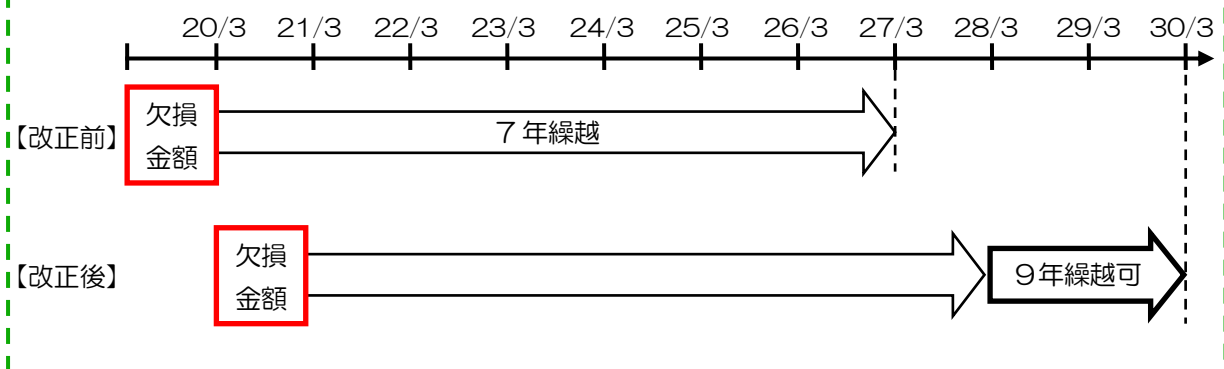
申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書に記載した欠損金額が過少であるとき又は当該申告書に欠損金額の記載がなかったときには、当該申告書の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができることとされています（旧通則法 23①二）。

〔改正の内容〕

1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間の延長

上記【制度の概要】の1及び2の制度による繰越控除の対象となる欠損金額が、各事業年度開始の日前9年以内（改正前は7年以内）に開始した事業年度において生じた欠損金額とされました（法 57①本文、58①本文）。

《イメージ図》
（3月決算法人の例）



これに伴い、次の措置が講じられています。

(1) 帳簿書類の保存

【制度の概要】の1及び2の制度による欠損金額が生じた事業年度に係る帳簿書類の保存要件が追加されました（法 57⑩、58⑤、法規 26 の 3、26 の 5）。

(2) 欠損金額に係る更正の期間制限の延長

法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が7年から9年に延長されました（通則法 70②）。

(3) 欠損金額に係る更正の請求期間の延長

法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が1年から9年に延長されました（通則法 23①）。

2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除の制限

中小法人等*1 以外の法人の青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、繰越控除をする事業年度の控除前所得の金額*2 の100分の80相当額とされました（法 57①ただし書、⑩、58①ただし書、⑥）。

《イメージ図》
（3月決算法人の例）

	23/3	24/3	25/3
青色欠損金 600			
		[改正前]	[改正後]
[控除前所得金額]		300	200
[欠損金控除額]		△300	△160
[控除後所得金額]		0	40
[翌期繰越欠損金]		300	140

100分の80相当額

なお、平成 24 年 4 月 1 日前に次の(1)から(3)の事実が生じた中小法人等*1 以外の法人の同日以後最初に開始する事業年度（この大区分（Ⅲ 欠損金の繰越控除制度等の見直し）において「改正事業年度」といいます。）からそれぞれ(1)から(3)に掲げる日の属する事業年度までの各事業年度においては、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に平成 24 年 4 月 1 日前にその事実が生じたことを証する書類の添付がある場合に限り、控除前所得の金額の 100 分の 100 が控除限度額とされています（改正法附則 14②③、22②③、改正法令附則 6 ③、14④）。

- (1) 更生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに当該決定を取り消す決定の確定などの事実が生じた場合を除きます。） 当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後 7 年を経過する日
- (2) 再生手続開始の決定があったこと（改正事業年度開始の日の前日までに当該決定を取り消す決定の確定などの事実が生じた場合を除きます。） 当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後 7 年を経過する日
- (3) (1)又は(2)に準ずる一定の事実 当該事実が生じた日以後 7 年を経過する日

3 その他

会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用対象となる欠損金額の範囲の見直しが行われるとともに、この制度の適用により損金算入された金額のうち、青色申告書を提出した事業年度の欠損金又は災害による損失金から成る部分の金額は、上記 1 又は 2 による繰越控除の対象となる欠損金額から切り捨てることとされるなど、改正前の会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度を適用した場合と同様に欠損金の損金算入ができるようにするための改正が行われました（法 57⑤、58③、法令 112⑨、116 の 2 ④、116 の 3、117 の 2）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（法 81 の 9）。

㊦ 連結欠損金の繰越控除限度額は、資本金等の額が 1 億円以下など一定の連結親法人を除き、控除前連結所得金額の 100 分の 80 相当額とされました。

なお、連結欠損金額のうち特定連結欠損金額が含まれる場合における連結欠損金額に係る限度超過額の計算に際しては、各連結法人の特定連結欠損金個別帰属額と比較すべき控除対象個別所得金額は 100 分の 80 を乗じる必要はありません。

【用語の説明等】

- *1 各事業年度終了の時に於いて次の法人に該当するものをいいます（法 57⑩、58⑥、法令 14 の 10⑥、188①十六）。
- イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。ただし、次の法人に該当するものを除きます。
- ㊦ 大法人（次に掲げる法人をいい、以下㊨までにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - ① 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
 - ② 保険業法に規定する相互会社（同法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社を含み、㊨において「相互会社等」といいます。）
 - ③ 法第 4 条の 7 に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）
 - ㊧ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなる時の当該普通法人
 - ㊨ 相互会社等
 - ㊩ 受託法人
- ロ 公益法人等又は協同組合等
- ハ 人格のない社団等
- *2 各制度において、控除前所得の金額とは以下の金額をいいます。
- イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度
- 法第 57 条第 1 項本文の青色申告書を提出した事業年度の欠損金の損金算入の規定を適用せず、かつ、同法第 59 条第 2 項（同項第 3 号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）及び第 3 項の民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の規定、同法第 62 条の 5 第 5 項の残余財産確定事

業年度の事業税の損金算入の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいいます。

ロ 災害による損失金の繰越控除制度

法第 58 条第 1 項本文の災害による損失金の損金算入の規定を適用せず、かつ、同法第 59 条第 2 項（同項第 3 号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）及び第 3 項の民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の規定、同法第 62 条の 5 第 5 項の残余財産確定事業年度の事業税の損金算入の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいいます。

〔適用時期〕

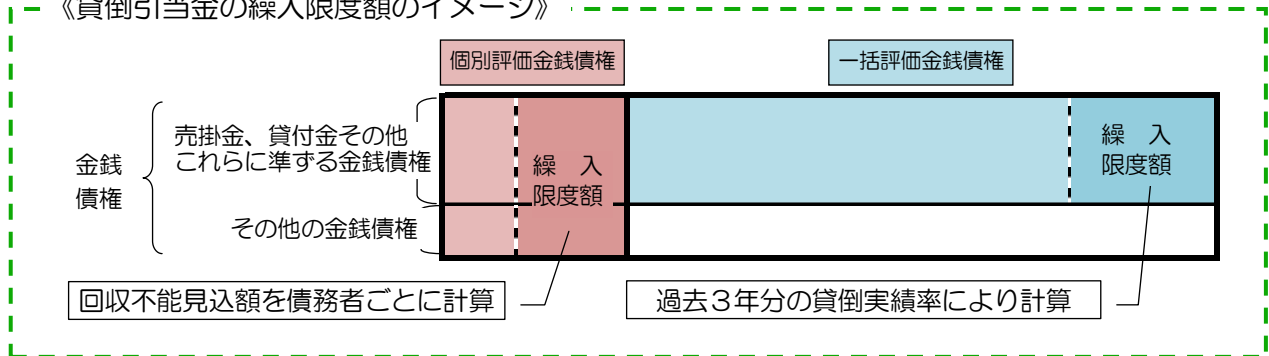
- 1 【改正の内容】の 1 の本文、(1)及び(2)は、平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます（改正法附則 14①、22①、37②）。
- 2 【改正の内容】の 1 の(3)は平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます（改正法附則 36①）。
- 3 【改正の内容】の 2 及び 3 は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます（改正法附則 10）。

IV 貸倒引当金の見直し

〔制度の概要〕

法人が、その有する金銭債権の貸倒れ等による損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、貸倒引当金の繰入限度額に達するまでの金額は損金算入することができます。貸倒引当金の繰入限度額は、個別評価金銭債権*1 と一括評価金銭債権*2 に区分して計算することとされています（法 52）。

《貸倒引当金の繰入限度額のイメージ》



個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（以下「個別貸倒引当金繰入限度額」といいます。）は、次の場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額とされています（法令 96①）。

	区 分	個別貸倒引当金繰入限度額
①	個別評価金銭債権に係る債務者について生じた更生計画認可の決定等の事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合	その事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までに弁済されることとなっている金額以外の金額（その取立て又は弁済（以下「取立て等」といいます。）の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）
②	個別評価金銭債権に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく等々の事由が生じていることにより、その個別評価金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合（①の場合を除く。）	その一部の金額に相当する金額
③	個別評価金銭債権に係る債務者につき更生手続開始等の申立て等の事由が生じている場合（①の場合及び②による貸倒引当金の繰入れを行った場合を除く。）	その個別評価金銭債権の額（実質的に債権と見られない部分の金額及び取立て等の見込みがあると見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の50%相当額

④	外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞により、その経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合	その個別評価金銭債権の額（実質的に債権と見られない部分の金額及び取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。）の50%相当額
---	---	--

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（以下「一括貸倒引当金繰入限度額」といいます。）は、当該事業年度終了の時にあっては有する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に貸倒実績率を乗じて計算します（法 52②、旧法令 96②）。

この貸倒実績率は、次の算式によります（その割合に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、これを切り上げます。）（旧法令 96②）。

（算 式）

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{前三年内事業年度*3における} \\ \text{売掛債権等の貸倒損失の額} \\ \text{+個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額} \\ \text{-個別評価分の貸倒引当金の戻入額の益金算入額} \end{array} \right] \times \frac{12}{\text{前三年内事業年度*3における} \\ \text{事業年度の月数の合計数}}}{\left[\begin{array}{l} \text{前三年内事業年度*3 終了の時に} \\ \text{一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \end{array} \right] \div \text{前三年内事業年度*3における} \\ \text{事業年度の数}}$$

なお、中小企業等*4 に該当するものについては、貸倒実績率による計算に代えて、業種の区分に応じて定められたいわゆる法定繰入率により一括貸倒引当金繰入限度額の計算を行うことができる特例（旧措法 57 の 10①、措令 33 の 9④）が措置されており、この特例を適用する公益法人等又は協同組合等の平成 10 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度における一括貸倒引当金繰入限度額は、一般の法人の繰入限度額の 116%相当額（以下「割増繰入限度額」といいます。）とされています（旧措法 57 の 10③）。

【用語の説明等】

- *1 更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他一定の場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含みます。）をいい、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有するものは含まれません（旧法 52①⑨）。
- *2 売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権で個別評価金銭債権を除いたものをいい、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有するものは含まれません（旧法 52②⑨）。
- *3 当該事業年度開始の前 3 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、一定の新設法人の設立の日の属する事業年度である場合には当該事業年度とされます（旧法令 96②一）。
- *4 次に掲げる法人以外の法人をいいます（旧措法 57 の 10①、措令 1 の 2③、33 の 9④）。
 - イ 普通法人のうち各事業年度終了の時にあっては資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超えるもの
 - ロ 大法人（次に掲げる法人をいい、以下ハまでにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - ㊦ 資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人
 - ㊧ 保険業法に規定する相互会社（同法第 2 条第 10 項に規定する外国相互会社を含み、ホにおいて「相互会社等」といいます。）
 - ㊨ 法第 4 条の 7 に規定する受託法人（ニにおいて「受託法人」といいます。）
 - ハ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人
 - ニ 受託法人
 - ホ 相互会社等

【改正の内容】

1 適用法人及び対象となる金銭債権

この制度の適用法人が、次の表の①から⑤までに掲げる法人に限定されました（法 52①②、法令 96④⑤）。また、⑤の法人にあっては、この制度の対象となる金銭債権が当該法人の区分に応じ、一定の金銭債権*8 に限定されました（法 52⑨一、法令 96⑨）。

適用法人	対象となる金銭債権
① 中小法人等*5 ② 銀行法第2条第1項に規定する銀行 ③ 保険業法第2条第2項に規定する保険会社 ④ ②又は③に準ずる一定の法人*6	改正前と同様
⑤ 金融に関する取引に係る金銭債権を有する一定の法人 (①から④の法人を除きます。)*7	一定の金銭債権*8に限定

⑤の法人は、貸倒実績率の計算の基礎となる前三年内事業年度における売掛債権等の貸倒損失の額、個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び個別評価分の貸倒引当金の戻入額の益金算入額について、対象となる金銭債権に限定して計算することとされました(法52⑨一、法令96⑥二イ)。

この改正に伴い、次のような経過措置が講じられました。

(1) 経過措置事業年度における改正前の規定の適用

次のイからハまでに該当する各事業年度(以下「経過措置事業年度」といいます。)については、改正前の規定により計算した個別貸倒引当金繰入限度額又は一括貸倒引当金繰入限度額にそれぞれの割合を乗じた金額を繰入限度額とする措置が講じられました(改正法附則13①、改正法令附則5①)。

- イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の3
- ロ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の2
- ハ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度 … 4分の1

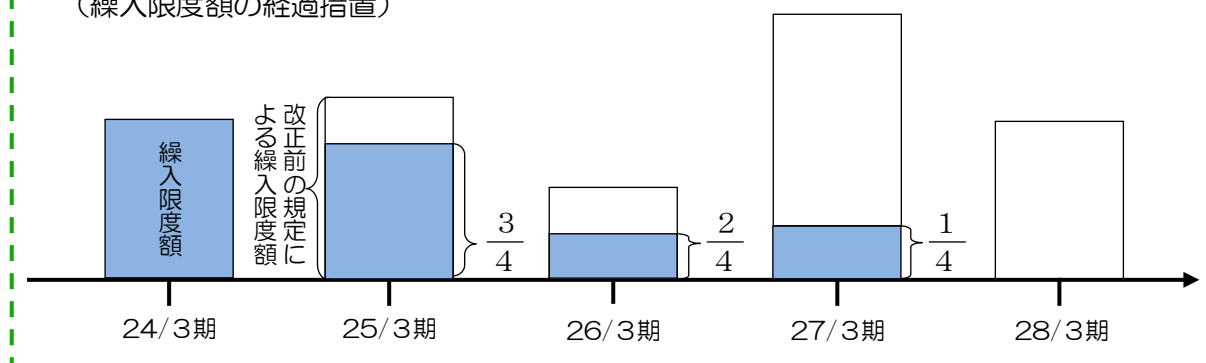
上記1の表の①から⑤までに掲げる法人以外の法人にあっては、この経過措置により、平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度から直ちに貸倒引当金の繰入額の全額が損金不算入となることはありません。

また、上記1の表の①から④までに掲げる法人にあっては、この経過措置を適用するよりも、改正後の規定を適用する方が繰入限度額が大きくなります。

⑤ 平成27年4月1日以後最初に開始する事業年度の前事業年度においてこの経過措置の適用を受けて損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額は、当該最初に開始する事業年度の益金の額に算入されます(改正法附則13④)。

《イメージ図》

(繰入限度額の経過措置)



(2) 経過措置事業年度における(1)の経過措置と改正後の規定との選択適用

上記1の表の①から⑤までに掲げる法人が、経過措置事業年度において改正後の規定の適用を受ける場合には、その適用を受けた個別評価金銭債権又はその経過措置事業年度について、(1)の経過措置は適用しないこととされています(改正法附則13②③)。

上述のとおり、上記1の表の⑤に掲げる法人については、対象となる金銭債権が一定のものに限定されたことから、限定前の対象金銭債権につき(1)の経過措置を適用するか、限定後の対象金銭債権につき改正後の規定を適用するかによって、繰入限度額に違いが生じます。そこで、その法人の経過措置事業年度においては、個別評価金銭債権については金銭債権ごとに、一括

評価金銭債権については事業年度ごとに、(1)の経過措置と改正後の規定とを選択適用することができる経過措置が講じられたところです。

(3) 一定の金銭債権についてのみ貸倒引当金の繰入れが認められることとなる法人に係る貸倒実績率の計算の特例

上記1の表の⑤の法人は、平成24年4月1日以後最初に改正後の規定により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額を損金算入する事業年度(経過措置事業年度及び平成27年4月1日以後最初に開始する事業年度に限り、設立の日の属する事業年度を除きます。)から当該事業年度開始の日以後4年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度については、当該損金算入する事業年度の確定申告書又は仮決算をした場合の中間申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載をすることにより、当該開始の日に設立されたものとみなして一括貸倒引当金繰入限度額の計算を行うことができます(改正法令附則5②)。

この経過措置の適用の結果、上記1の表の⑤の法人は、貸倒実績率の計算を行う場合の前3年分の金銭債権が上記1の表の⑤の「対象となる金銭債権」に該当するかどうかを見直して再計算する必要がなくなります。

(4) 経過措置事業年度における改正前の規定を適用する法人に係る貸倒実績率の計算

上記(1)の経過措置の適用を受ける法人の貸倒実績率の計算は、〔制度の概要〕の(算式)の分子の「貸倒損失の額」、「個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額」及び「個別評価分の貸倒引当金の戻入額の益金算入額」に係る金銭債権に、*7、8の表の「対象となる金銭債権」以外の金銭債権も含まれるものとして行うこととされました(改正法令附則5③)。

(5) 外国政府等に対する個別評価金銭債権の帳簿価額の切下げ

法人が平成24年3月31日の属する事業年度(以下「最後事業年度」といいます。)終了の時ににおいて有する外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じている場合において、その個別評価金銭債権につき当該最後事業年度で貸倒引当金勘定を繰り入れた場合には、当該個別評価金銭債権の当該最後事業年度の翌事業年度開始の時ににおける帳簿価額は、当該最後事業年度の終了の時ににおける帳簿価額から当該貸倒引当金勘定のうち損金の額に算入された額に相当する金額を控除した金額とすることができます(改正法令附則5④)。この場合、当該貸倒引当金勘定のうち損金の額に算入された額に相当する金額は、当該翌事業年度の益金の額に算入されません(改正法令附則5⑥)。

なお、この帳簿価額が切下げられた金銭債権については、当該翌事業年度以後の各事業年度においては、貸倒引当金の繰入額の損金算入が認められません(改正法令附則5⑦)。

2 公益法人等又は協同組合等の割増繰入限度額の改正

公益法人等又は協同組合等の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の一括評価金銭債権の割増繰入限度額が一般の法人の繰入限度額の112%(改正前116%)相当額とされました(措法57の10③)。

3 その他

(1) 前三年内事業年度等に中小法人等又は銀行等に該当しない事業年度がある場合の貸倒実績率

貸倒実績率の計算の基礎となる個別評価分の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額について、前三年内事業年度など一定の事業年度において上記1の表の①から④までの法人に該当しない場合には、該当するものとした場合の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額を実際の貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額とみなして貸倒実績率を計算することとされました(法令96⑧)。

⑧ 当期において上記1の表の⑤の法人に該当する場合で前三年内事業年度など一定の事業年度において上記1の表の①から④までの法人に該当しない場合には、その法人の貸倒引当金の対象となる金

債権のみについて貸倒引当金の繰入額の損金算入額及び戻入額の益金算入額を用いて貸倒実績率を計算することになります。

(2) 貸倒実績率の特別な計算方法

法令第97条第1項の規定により貸倒実績率の特別な計算方法の承認を受けた上記1の表の⑤の法人がその承認の基因となった適格分割等に係る適格分割等の日の属する事業年度及びその事業年度の翌事業年度開始の日以後2年以内に終了する事業年度（以下「調整事業年度」といいます。）において上記1の表の①から④までの法人に該当しないこととなった場合又は該当することとなった場合には、その該当しないこととなった日又はその該当することとなった日においてその承認を取り消されたものとみなし、その取り消されたものとみなされた日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合の貸倒実績率の計算についてその取消しの効果が生ずるものとされました（法令97⑥⑦）。

⑥ 上記の承認を取り消されたものとみなされた法人は、その承認の基因となった適格分割等に係る調整事業年度における貸倒実績率の計算について、その該当しないこととなった日又はその該当することとなった日以後2月以内に一定の事項を記載した届出書を提出することにより、再び貸倒実績率の特別な計算方法の承認を受けることができます（法令97⑧、法規25の5）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても上記と同様の措置が講じられています（措法68の59③、改正法附則19①②）。

【用語の説明等】

- *5 当該事業年度終了の時において次の法人に該当するものをいいます（法52①一、法令14の10⑥）。
- イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。ただし、次の法人に該当するものを除きます。
 - ⅰ 大法人（次に掲げる法人をいい、以下ⅱまでにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - ① 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
 - ② 保険業法に規定する相互会社（同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含みます。）
 - ③ 法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）
 - ⅱ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなる時の当該普通法人
 - ⅲ 受託法人
 - ロ 公益法人等又は協同組合等
 - ハ 人格のない社団等
- *6 次に掲げる法人が該当します（法令96④、188⑧）。

イ 次に掲げる内国法人

- ① 無尽業法第2条第1項の免許を受けて無尽業を行う無尽会社
- ② 金融商品取引法第2条第30項に規定する証券金融会社
- ③ 長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行
- ④ 長期信用銀行法第16条の4第1項に規定する長期信用銀行持株会社
- ⑤ 銀行法第2条第13項に規定する銀行持株会社
- ⑥ 貸金業法施行令第1条の2第3号又は第5号に掲げるもの
- ⑦ 保険業法第2条第16項に規定する保険持株会社
- ⑧ 保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者
- ⑨ 保険業法第272条の37第2項に規定する少額短期保険持株会社
- ⑩ 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社
- ⑪ 株式会社商工組合中央金庫
- ⑫ 株式会社日本政策投資銀行
- ⑬ 株式会社企業再生支援機構

ロ 次に掲げる外国法人

- ① 保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等
- ② 保険業法第219条第1項に規定する引受社員（同法第223条第1項に規定する免許特定法人の社員に限ります。）

- *7、8 次の「適用法人」欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ「対象となる金銭債権」欄に掲げる金銭債権以外のものは、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には含まれないこととされました（法52①三、⑨一、法令96⑤⑨、法規25の4の2）。

適用法 人		対象となる金銭債権
イ	法第 64 条の 2 第 1 項の規定により同項に規定するリース資産の売買があったものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人	左記の金銭債権
ロ	金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行うものに限ります。）に該当する内国法人	左記の内国法人が行う金融商品取引法第 35 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る金銭債権
ハ	質屋営業法第 1 条第 2 項に規定する質屋である内国法人	質屋営業法第 14 条の帳簿に記載された質契約に係る金銭債権
ニ	割賦販売法第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者に該当する内国法人	割賦販売法第 35 条の 3 の 56 の規定により同法第 35 条の 3 の 43 第 1 項第 6 号に規定する基礎特定信用情報として同法第 30 条の 2 第 3 項に規定する指定信用情報機関に提供された同法第 35 条の 3 の 56 第 1 項第 3 号に規定する債務に係る金銭債権
ホ	割賦販売法第 35 条の 3 の 23 に規定する登録個別信用購入あっせん業者に該当する内国法人	
ヘ	次に掲げる内国法人 ① 銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行の同条第 8 項に規定する子会社である同法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる会社のうち同法第 10 条第 2 項第 5 号に掲げる業務を営む内国法人 ② 保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社の同条第 12 項に規定する子会社である同法第 106 条第 1 項第 12 号に掲げる会社のうち同法第 98 条第 1 項第 4 号に掲げる業務を営む内国法人 ③ ①又は②の会社に準ずるものとして法規第 25 条の 4 の 2 各号に掲げる会社のうち①又は②の業務に準ずる業務として当該各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める業務を営む内国法人	商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から買い取った金銭債権（トにおいて「買取債権」といいます。）で左記の内国法人の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれ①から③までに規定する業務として買い取ったもの
ト	貸金業法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者に該当する内国法人	次に掲げる金銭債権 ① 貸金業法第 19 条の帳簿に記載された同法第 2 条第 3 項に規定する貸付けの契約に係る金銭債権 ② 買取債権
チ	信用保証業を行う内国法人	左記の内国法人の行う信用保証業に係る保証債務を履行したことにより取得した金銭債権

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の 1 の本文及び 3 は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度について適用されます（改正法附則 10、51、改正法令附則 2）。

V 寄附金の損金算入限度額の見直し

〔制度の概要〕

法人が支出する寄附金の額は、次の区分に応じた金額を損金の額に算入することとされています（法 37、措法 66 の 4 ③、66 の 11 の 2 ①②）。

区 分	損 金 算 入 額
① 国又は地方公共団体に対する寄附金	寄附金の額の全額
② 財務大臣が指定した寄附金	
③ 一般の寄附金	寄附金の額又は損金算入限度額のいずれか少ない金額 （注）公益法人等*1 がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財団法人にあっては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業のために支出した金額とし、認定特定非営利活動法人にあっては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額とします。）は、その収益事業に係る寄附金とみなして損金算入限度額を計算します。
④ 特定公益増進法人*2 及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金（公益法人等*1 が支出したものを	寄附金の額又は一般の寄附金とは別枠の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額 （注）特増寄附金のうち特別損金算入限度額を超える部分の金額は一